# 航空法関係手数料令 （平成九年政令第二百八十四号）

#### 第一条（航空機登録原簿の謄本の交付等に係る手数料の額）

航空法（以下「法」という。）第百三十五条第一号に掲げる者が同条の規定により納付しなければならない手数料の額は、九百七十円とする。

#### 第二条（耐空証明等に係る手数料の額）

法第百三十五条第二号から第六号までに掲げる者が同条の規定により納付しなければならない手数料の額は、別表第一のとおりとする。  
ただし、同表第一号から第八号までの証明、承認又は検査において騒音又は発動機の排出物の実測を行う場合にあっては、同表に掲げる額に別表第二に掲げる額を加算した額とする。

#### 第三条（航空従事者技能証明等に係る手数料の額）

法第百三十五条第七号から第十一号までに掲げる者が同条の規定により納付しなければならない手数料の額は、別表第三のとおりとする。

#### 第四条（航空機登録証明書等の再交付に係る手数料の額）

法第百三十五条第十二号に掲げる者が同条の規定により納付しなければならない手数料の額は、次の各号に掲げる区分ごとに当該各号に定める額とする。

* 一  
  航空機登録証明書、耐空証明書、航空身体検査証明書又は航空機操縦練習許可書の再交付を申請する者  
    
    
  五百五十円
* 二  
  航空従事者技能証明書の再交付を申請する者  
    
    
  千七百五十円

#### 第五条（空港等の検査等に係る手数料の額）

法第百三十五条第十三号、第十四号、第十六号、第十八号又は第二十号に掲げる者（同条第十三号に掲げる者にあっては、空港等の設置の許可を申請する者に限る。）が同条の規定により納付しなければならない手数料の額は、別表第四のとおりとする。

#### 第六条（航空保安施設の検査等に係る手数料の額）

法第百三十五条第十三号、第十五号、第十七号、第十九号又は第二十一号に掲げる者（同条第十三号に掲げる者にあっては、航空保安施設の設置の許可を申請する者に限る。）が同条の規定により納付しなければならない手数料の額は、別表第五のとおりとする。

#### 第七条（運航管理者技能検定に係る手数料の額）

法第百三十五条第二十二号に掲げる者が同条の規定により納付しなければならない手数料の額は、次の各号に掲げる区分ごとに当該各号に定める額とする。

* 一  
  学科試験を受けようとする者  
    
    
  五千六百円
* 二  
  実地試験を受けようとする者  
    
    
  四万九千三百円

#### 第八条（本邦外において行う検査等に係る手数料の額）

法第百三十五条第二号から第五号までに掲げる者で本邦外において行う検査を受けようとするもの、同条第六号に掲げる者で本邦外の事業場について行う認定（国土交通大臣が当該認定のため職員をその地に出張させる必要があると認めるものに限る。）を受けようとするもの又は同条第七号若しくは第八号に掲げる者で本邦外において行う実地試験を受けようとするものが同条の規定により納付しなければならない手数料の額は、第二条及び第三条の規定にかかわらず、これらの規定に定める額に、国土交通省令で定める数の職員が当該検査、認定又は実地試験のためその地に出張するとした場合に国家公務員等の旅費に関する法律（昭和二十五年法律第百十四号）の規定により支給すべきこととなる旅費の額に相当する額を加算した額とする。  
この場合において、これらの職員は、一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）第六条第一項第一号イに規定する行政職俸給表（一）による職務の級が四級である者であるものとしてその旅費の額を計算することとし、旅行雑費の額その他その旅費の額の計算に関し必要な細目は、国土交通省令で定める。

# 附　則

##### １

この政令は、航空法の一部を改正する法律（平成八年法律第三十五号）の施行の日（平成九年十月一日）から施行する。

# 附則（平成一二年三月一七日政令第七九号）

この政令は、平成十二年四月一日から施行する。

# 附則（平成一二年六月七日政令第三一二号）

##### １

この政令は、内閣法の一部を改正する法律（平成十一年法律第八十八号）の施行の日（平成十三年一月六日）から施行する。

# 附則（平成一二年八月三〇日政令第四一二号）

この政令は、平成十二年九月一日から施行する。

# 附則（平成一六年三月二四日政令第五四号）

この政令は、平成十六年三月三十一日から施行する。

# 附則（平成一七年四月一日政令第一四〇号）

この政令は、公布の日から施行する。

# 附則（平成一七年七月二一日政令第二四九号）

この政令は、航空法の一部を改正する法律の施行の日（平成十七年十月一日）から施行する。

# 附則（平成一八年二月一日政令第一四号）

#### 第一条（施行期日）

この政令は、平成十八年四月一日から施行する。

# 附則（平成一八年三月二九日政令第八六号）

この政令は、平成十八年四月一日から施行する。

# 附則（平成二〇年六月一八日政令第一九七号）

##### １

この政令は、公布の日から施行する。

# 附則（平成二三年一二月二日政令第三七二号）

この政令は、航空法の一部を改正する法律（平成二十三年法律第五十号）の施行の日（平成二十四年四月一日）から施行する。

# 附則（平成二五年五月二日政令第一三三号）

この政令は、平成二十五年五月十日から施行する。

# 附則（平成二九年三月二四日政令第五一号）

この政令は、平成二十九年四月一日から施行する。

# 附則（令和元年一二月一三日政令第一八三号）

#### 第一条（施行期日）

この政令は、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律（次条において「改正法」という。）の施行の日（令和元年十二月十六日）から施行する。

# 附則（令和二年三月一三日政令第四四号）

この政令は、令和二年三月二十三日から施行する。

# 附則（令和二年五月一一日政令第一六六号）

この政令は、航空法及び運輸安全委員会設置法の一部を改正する法律（令和元年法律第三十八号）の施行の日（令和二年六月十八日）から施行する。

# 附則（令和二年七月三日政令第二一三号）

この政令は、無人航空機等の飛行による危害の発生を防止するための航空法及び重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律の一部を改正する法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（令和二年九月二十三日）から施行する。